

# 物 件 調 査 書

物件番号 1108

所在地		香川県坂出市府中町字西福寺5962番4					
住居表示		_____					
現況地目及び面積等		宅地	199.64 m <sup>2</sup>			工作物	—
			_____			立木竹	—
登記簿記載事項	地番	5962番4					
	地目	宅地					
	数量	199.64m <sup>2</sup>					
接面道路の状況		西側 舗装市管理道路 幅員約 3.9 m (法第42条第2項道路)					
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内(非線引)					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	特定用途制限地域(一般環境保全型)				
		建蔽率	70%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
	その他	都市再生特別措置法第88条、108条					
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	有	負担の内容 下記参考事項欄のとおり			
供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関	鉄道等	J R 予讃線 鴨川駅の 北西方 約0.5km 徒歩7分					
	バス	—					
公共施設	坂出市役所府中出張所		府中小学校		白峰中学校		
参考事項	別紙(次頁)を参照してください。						

※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎本地西側坂出市管理道路については、建築基準法第42条第2項道路であるため、道路中心線確定後、道路中心線から2メートルの部分は道路後退が必要となります。（問い合わせ先：中讃土木事務所総務課建築指導担当）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：坂出市都市整備課）

◎本地には過去に個人用住宅が存在していました。現在建物は取り壊されて更地となっています。

◎敷地と坂出市管理道路の間には約0.25メートルの開渠水路があります。開渠水路上に複数のコンクリート床版を設置しており、占用料は発生しておりませんが、新たに床版を設置する場合は占用許可が必要です。（問い合わせ先：坂出市建設課）

◎敷地は東側農道（側溝あり）より約3.3メートル高くなっており、石積擁壁があります。

◎敷地東側の石積擁壁が東側隣接地（農道）と北側隣接地（5963番10）に一部越境しています。また、敷地北側のコンクリート基礎の一部が開渠水路に越境しています。いずれも隣接者または管理者との間で確認書を取り交わしておりません。（詳細は、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料をご覧ください。）

◎敷地東側の石積擁壁については、東側隣接地（農道）と南側隣接地（5962番5）と繋がっていることから、将来、当該擁壁の改修・撤去等を実施する際には、農道管理者及び隣接土地所有者と協議を要します。（問い合わせ先：坂出市建設課）

◎敷地南側隣接地（5962番5）のコンクリート擁壁が本地に一部越境していますが、隣接者と確認書は取り交わしておりません。（詳細は、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料をご覧ください。）

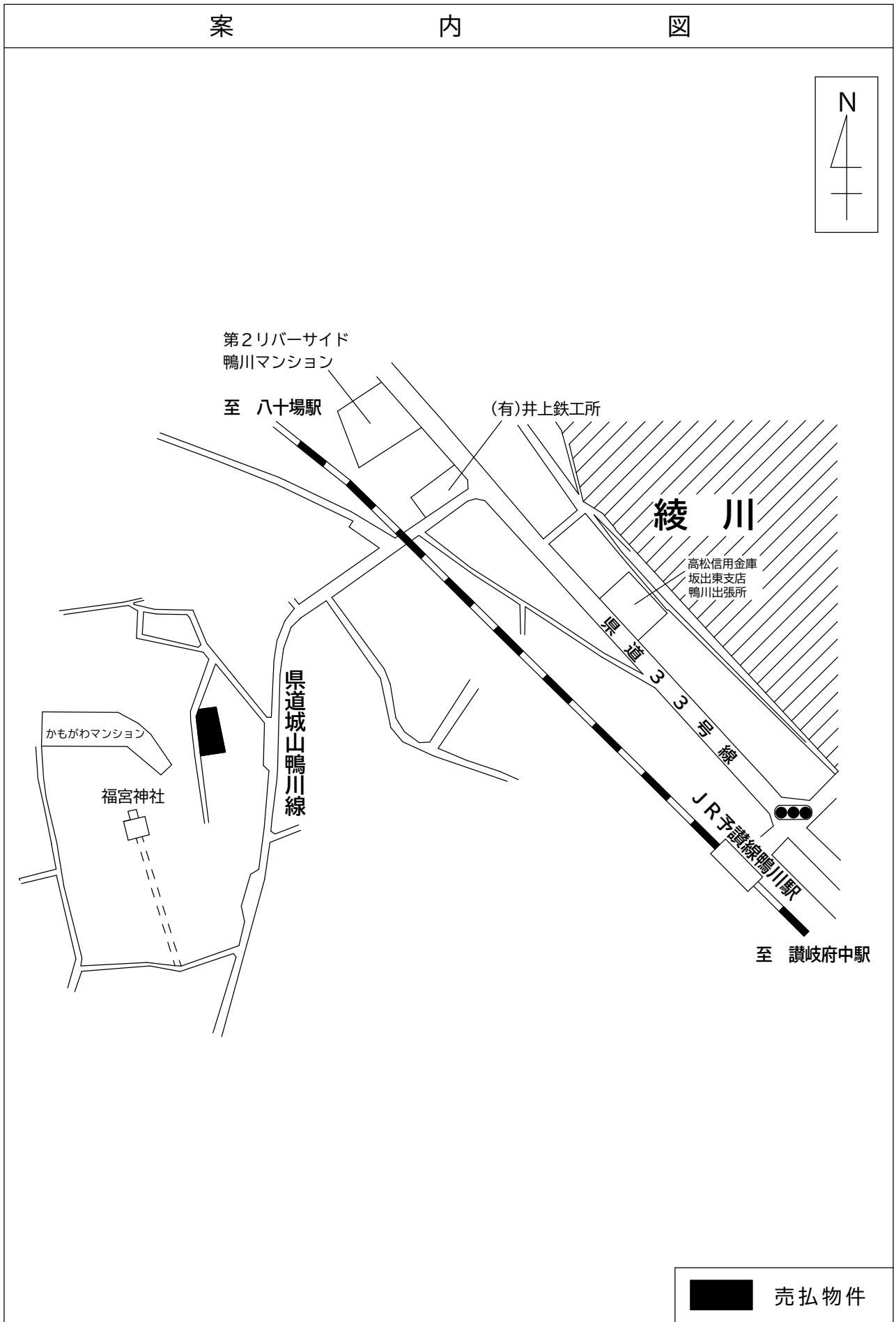
◎敷地北西部分に量水器が設置されています。

◎本地周辺地域は、坂出市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、坂出市危機管理課にご照会ください。

◎本地は、現状では周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、本地西側に「西福寺遺跡」が隣接しているため埋蔵文化財が包蔵されている可能性が高い場所です。包蔵状況確認のため、事前に試掘調査の協力を依頼される可能性があります。（問い合わせ先：坂出市文化振興課）

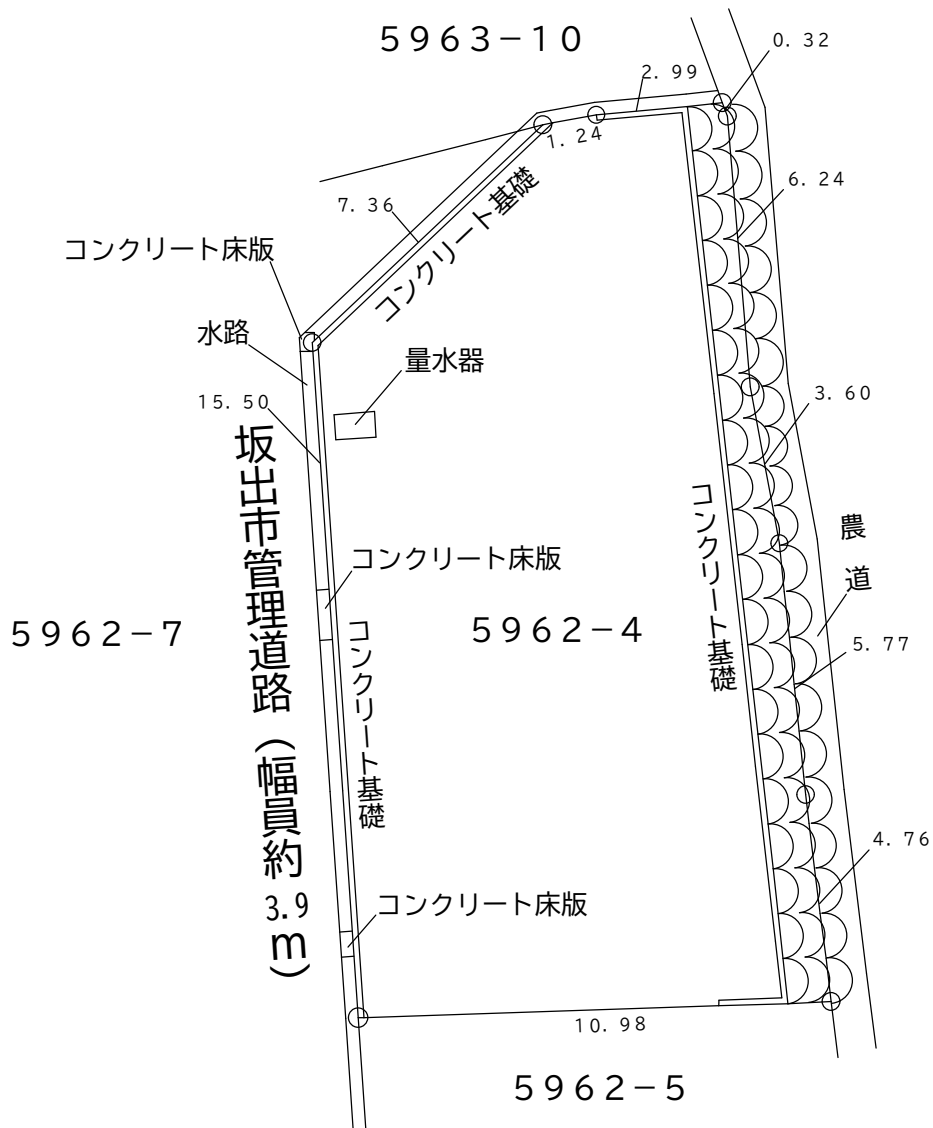
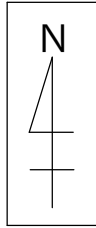
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

案 内 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

明 細 図



石積み

単位：m

現 況 写 真

